

国民健康保険税 新型コロナウイルス感染症の影響による減免判定フロー

①新型コロナウイルス感染症により、世帯の主たる生計維持者が死亡、または重篤な傷病を負った。

申請により国民健康保険税の全額が免除されます。

※必要な書類

【死亡の場合】死亡診断書、死体検案書、医師の証明書等

【重篤な傷病の場合】医師の診断書

はい いいえ

②世帯の主たる生計維持者が、新型コロナウイルス感染症の影響で会社都合の離職をし、雇用保険から失業給付を受ける。

はい いいえ

③世帯の主たる生計維持者の事業収入・給与収入・不動産収入・山林収入のいずれかの収入が前年と比べて3割以上減少した。

④給与収入以外で、世帯の主たる生計維持者の事業収入・不動産収入・山林収入のいずれかの収入が前年と比べて3割以上減少した。

はい

はい いいえ

はい

はい いいえ

⑤世帯の主たる生計維持者の前年の所得の合計額が1,000万円以下である。

はい

はい いいえ

新型コロナ関連での減免の対象外

⑥世帯の主たる生計維持者の減少した収入にかかる所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下である。

はい

はい いいえ

→④で「はい」と答えた方→

申請により国民健康保険税の一部が減額されます。

※必要な書類

【収入減少の場合】

・令和2年分確定申告書等（税務署に直接提出された方は收受印があるもの）

・令和3年分確定申告書等（税務署に直接提出された方は收受印があるもの）または、令和3年1月から12月までの収入がわかる書類（事業収支の帳簿等）

・保険金等により補填されるべき金額が分かる書類

【事業等の廃止等の場合】

・廃業届又は官公署が交付した書類で事実が確認できるもの

非自発的失業者にかかる国民健康保険税の軽減制度の適用により軽減します。
※必要な書類
・雇用保険の受給資格者証等

④で「はい」と答えた方は、非自発的失業者での軽減制度を適用した後の税額で減免額の計算を行います。

※令和2年度相当分の保険税の減免に関して比較する年次は、令和元年度と令和2年度になります。

※申請いただいても審査の結果、減免とならないことがあります。